

災害対策用機械の出動等に関する基本協定について

1. 概要

室蘭開発建設部（以下「当部」という。）では、災害応急対策時等において、円滑な災害対策に資することを目的として、災害対策用機械の運転操作、搬送、設置等に関し、当部との協定に基づく災害時等の協力会社を公募します。

2. 公告期間

令和6年12月11日（水）～ 令和7年2月14日（金）

3. 応募資格及び条件

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しないこと。
- 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格「役務の提供等」の資格を有すること。
- 当部が定める技術条件を満足し、作業条件に示す内容が実施できること。

4. 業務内容

北海道開発局管内等において災害等が発生し、又はそのおそれがある場合には、その状況に応じ、災害対策用機械の運転操作、搬送、設置等を実施します。また、北海道開発局管外の区域においても大規模災害による出動がある場合は、双方協議し実施します。

※詳細につきましては、公告をご覧ください。

災害対策用機械の写真



北海道開発局が保有する災害対策用機械の概要及び配置状況については、下記ホームページをご覧ください。

【災害対策用機械の紹介】 <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g7000000qkml-att/ud49g7000000qovc.pdf>

【災害対策用機械の配置状況】 <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g7000000qkml-att/ud49g7000000qq24.pdf>

★その他詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

室蘭開発建設部 防災課 TEL：0143-25-7052 FAX：0143-23-8533